

国立大学法人東北大学情報公開室設置要項

平成16年 4月 1日
広報・国際交流担当理事裁定
平成17年 3月31日改正
平成17年 6月30日改正

(設置)

第1 国立大学法人東北大学広報部広報課に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)に関する事務を処理させるとともに一般市民に対する窓口事務を担当させるため、国立大学法人東北大学情報公開室(以下「情報公開室」という。)を置く。

(所掌事務)

第2 情報公開室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 情報公開法に基づく法人文書の開示請求及び個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用の停止に関する請求(以下「開示請求等」という。)に係る相談案内、受付、審査、開示の実施等の諸手続等に関すること。

(2) 前号の手続等に関係する部局等との連絡調整に関すること。

(3) 本学の諸活動に係る一般市民への業務案内に関すること。

(組織)

第3 情報公開室に、室長及びその他の職員を置く。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成17年3月31日改正)

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則(平成17年6月30日改正)

この要項は、平成17年7月1日から実施する。